戸 、籍の附票の写しの交付に関する省令 (昭和六十年法務省・自治省令第一号)

 \bigcirc

(傍線の部分は改正部分)

(本人等の交付の請求の手続及び請求につき明らかにしなければな	(本人等の交付の請求の手続及
らない事項)	らない事項)
第一条 住民基本台帳法(以下「法」という。)第二十条第一項の規	第一条 住民基本台帳法(以下「
定による戸籍の附票の写し(法第十六条第二項の規定により磁気デ	定による戸籍の附票の写し(法
ィスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村(特別区を含む。	イスクをもつて戸籍の附票を調
)にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書)にあつては、当該戸籍の附票
類。以下同じ。)の交付の請求は、法第二十条第五項において読み	類。以下同じ。)の交付の請求
替えて準用する法第十二条第二項各号及び次項各号に掲げる事項を	替えて準用する法第十二条第一
明らかにするため市町村長(特別区にあつては区長、地方自治法(明らかにするため市町村長(特
昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定	法律第六十七号)第二百五十二
都市にあつては区長又は総合区長。以下同じ。)が適当と認める書	は、区長。以下同じ。)が適当
類を提出してしなければならない。	ならない。

正

改

案

△び請求につき明らかにしなければな

現

行

ならな 水は、 Tと認める書類を提出してしなければ %に記録されている事項を記載した書 『製している市町村(特別区を含む。 |第十六条第二項の規定により磁気デ 一条の十九第一項の指定都市にあつて 説区及び地方自治法(昭和二十二年 |項各号及び次項各号に掲げる事項を 法」という。)第二十条第一項の規 法第二十条第五項において読み

2 事項とする。 第四号に規定する総務省令・法務省令で定める事項は、 法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条第二項 次に掲げる

下同じ。)がされた戸籍の表示 磁気ディスクをもつて調整する戸籍の附票にあつては、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 請求に係る戸籍の附票に記載(法第十六条第二項の規定により 記録。 伞 以

\<u>\</u> (略) 2

(略)

更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある うか判断するため特に必要があると認める場合にあつては、請求 おいて準用する法第十二条第六項の規定に基づき請求を拒むかど ものに係る請求である場合その他市町村長が法第二十条第五項に 成十三年法律第三十一号)第一条第二項に規定する被害者のうち

その理由及び送付すべき場所

三 項の規定に基づき戸籍の附票の写しの送付を求める場合において 法第二十条第五項において読み替えて準用する法第十二条第七 請求をする者の住所以外の場所に送付することを求めるときは

事由

○ 戸籍等の謄本等又は戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令(平成十三年総務省・法務省令

(傍線の部分は改正部分)

第二号)

(請求書類の送付)	(本人確認の方法) (本人確認の方法) (本人確認の方法)	(掲示) (掲示)	改正案
(請求書類の送付)	(本人確認の方法) (本人確認の方法) (本人確認の方法)	(掲示)	現行

第三条 等又は は 十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、 事務に係る指定地方公共団体 扱事務従事職員をして、 総合区。 日 籍 本郵便株式会社は、 の附票の写しを引き渡したときは、 次条において同じ。 当該引渡しに係る請求書類を当該引渡 法第二条の規定に基づき戸籍等の謄本 (地方自治法)の長に送付させるものとする。 (昭 遅滞なく、 和二十二年法律第六 郵便 区 又 しの 局 取

(記載事項証明書に関する特例)

第 五条 籍に記載され、 を含む。 項ただし書の規定 籍法施行規則 法第一 は適用しない。 一条第 又は記録されている事項に関する証明書に (昭和二十二年司法省令第九十四号) 号の規定に基づき引き渡す戸籍又は除 (同令第七十四条第 二項において準用する場合 第十四 うい かれた戸 条第 ては

> 第三条 律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては 渡しの事務に係る指定地方公共団体 便局取扱事務従事職員をして、 \mathcal{O} 区。 謄 本等又は戸 次条において同じ。)の長に送付させるものとする。 日本郵便株式会社は、 、籍の附票の写しを引き渡したときは、 法第二条第 当該引渡しに係る請求書類を当該 (地方自治法 項の規定に基づき戸籍等 (昭和二十二年法 遅滞なく、 莂 郵

(記載事項証明書に関する特例)

第

れた戸 いては、 四条第一 Ŧī. る場合を含む。 条 ,籍に記載され、 法第 項ただし書の規定 戸籍法施行規則 条第 は適用しない。 項 又は記録されている事項に関する証明書に 第 一号の規定に基づき引き渡す戸籍又は除 (昭和二十二年司法省令第九十四号) 第十 (同令第七十四条第二項において準用 0

 \bigcirc 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十四条第二項に規定する公共サービス実施民間事業者の要件を定める省令(平成十八年総

(傍線の部分は改正部分)

務省・法務省令第一号)

三(略)	つ確実な実施を確保することができる送受信設備信する場合は、個人情報の適正な取扱いその他特定業務の適正か	交付の請求に係る書類に記載された情報を電磁的方法により送受	ては、市又は区若しくは総合区))との間で証明書等及びこれらの光覚三十四学(「平学二十万で学三十七十八字)子の写成の	去第三十四条第一頁第二号及び第五号こ掲げる業務の実施こあっ百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区又は総合区(二 地方公共団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二							一 (略)			第一条 (略)	(施設及び設備)	改正案
きる設備 三 証明書等の交付の請求に係る書類等を適切に保管することがで	とができる送受信設備 とができる送受信設備 適正な取扱いその他特定業務の適正かつ確実な実施を確保するこ	により送受 載された情報を電磁的方法により送受信する場合は、個人情報の		寒施こめつ│ 条第一頁第二号及び第五号こ曷げる業务の実施こめっては、卞又は総合区(│ 百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区(法第三十四	七号)第二 地方公共団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二	施設	者が、容易に見ることができないように適切な措置が講じられた	以下「特定業務従事者」という。)及び当該請求を行う者以外の	交付の請求に係る書類を、同項各号に掲げる業務に従事する者(明書(以下この条において「証明書等」という。)並びにこれらの	納税証明書、住民票の写し等、戸籍の附票の写し及び印鑑登録証	一 法第三十四条第一項各号に規定する戸籍謄本等、除籍謄本等、	省令で定める施設及び設備は、次のとおりとする。	法」という。)第三十四条第二項第二号に規定する総務省令・法務	第一条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(以下「	(施設及び設備)	現

		_
		L

- 4 -

0 戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令(平成十八年総務省・法務省令

(傍線の部分は改正部分)

第二号)

改正案	現
(請求書類の送付)	(請求書類の送付)
第三条 公共サービス実施民間事業者は、法第二十三条において準用	第三条 公共サービス実施民間事業者は、法第二十三条において準用
する法第二十条第一項の規定に基づき締結した契約により戸籍の附	する法第二十条第一項の規定に基づき締結した契約により戸籍の附
票の写しを引き渡したときは、遅滞なく、特定業務従事者をして、	票の写しを引き渡したときは、遅滞なく、特定業務従事者をして、
当該引渡しに係る請求書類を当該引渡しの業務に係る委託地方公共	当該引渡しに係る請求書類を当該引渡しの業務に係る委託地方公共
団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の	団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の
十九第一項の指定都市にあっては、区又は総合区)の長に送付させ	十九第一項の指定都市にあっては、区)の長に送付させるものとす
るものとする。	ప ం